

大分県 九重町
オオハンゴンソウ防除実施計画書

令和4年3月

大分県 九重町

1. 防除対象の特定外来生物

オオハンゴンソウ (*Rudbeckia laciniata*)

2. 防除を行う区域及び期間

大分県玖珠郡九重町全域（タデ原湿原周辺を重点地域とする）

令和4年3月3日から令和13年3月31日

3. 分布等状況

九重町では、ラムサール条約登録湿地であるタデ原湿原上流部において個体の定着が確認されており、また、希少植物が多く生育する同湿原内においても個体の侵入が確認されている。湿地を好むオオハンゴンソウの生育適地であることから、生育域の拡大が懸念される。また、現在の生育地から、やまなみハイウェイ等の主要道路沿いの分布拡大も懸念される。

そのため、平成18年から、タデ原湿原周辺においてオオハンゴンソウの防除を行ってきた。当初は抜根処理を行っていたが、平成24年より根絶から生育域縮小を目標として刈り取り処理及び花芽摘み取り処理を開始した。平成25年度からは、刈り取りと抜根を組み合わせ、新たな種子散布の抑制と生育域の縮小を図るとともに、より効果的な防除方法の検討を進めている。

4. 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、オオハンゴンソウの区域内における完全排除と影響の低減を長期目標とする。

特にタデ原湿原核心部へのオオハンゴンソウ侵入が湿原生態系に与える影響は大きいため、同湿原周辺における生育域の縮小、侵入及び定着の防止を重点目標とする。

5. 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容

生態系に係る被害の防止を図るため、区域内におけるオオハンゴンソウの生育状況及び生態を把握し、同種の新たな侵入を防止するとともに、生育域を現時点よりも縮小させる。オオハンゴンソウ定着群落については在来植物優占群落への誘導を図る。

一、防除の方法

イ 調査

区域内の分布状況の調査を行い、オオハンゴンソウが定着している場所を明らかにする。

定着が確認された場所においては、現在の生育情報等の知見に加え、防除を行う場所の詳細な生育状況、モニタリング結果等の情報を収集、整理する。また、それらの知見に基づき、実験的手法を用いつつ、より効果的な防除方法の検討を行う。

定着が確認されていない場所においては、実生等の定着を日常的に監視するとともに、近隣の生育状況に関する情報を収集し、新たな侵入・定着を防止するよう努める。

ロ 採取

地域の状況に応じた効果的な方法で採取等を行うこととし、他の在来植物を傷つけないよう注意して作業を行う。

防除の実施前には関係地域住民等への周知を図り、参加者（従事者）は法に基づく防除を実施していることを証する書類（従事者証等）を携帯する。

【開花期前】

種子の飛散を防ぐことを目的として、花芽形成前の7月～8月に刈り取り作業を行う。群落を形成している場所は刈り払い機で、群落を形成していない場所は鎌等で地上部を地際から刈り取る。多くの人員が確保できる場合は、根茎を残さないように丁寧に抜き取る作業を行う。

【開花期】

開花期においては、刈り残された個体の地上部を地際から鎌等で刈り取る、もしくは根茎を残さないように丁寧に抜き取る作業を行う。

抜根作業の際には、土壌掘り起し等のかく乱により新たな外来植物の定着を促進しないため、掘り起こした後の土を丁寧に戻し、在来植物の根を傷付けないよう注意して作業を行う。

ハ 防除により採取した個体の処分

採取した個体は、採取地及びその周辺において蒸し殺し又は焼却処分により処分する。もしくは、根及び花芽をビニール袋に入れ、保管時の逸出防止措置を施した上で自動車により運搬し、玖珠九重行政事務組合玖珠清掃センター等に持ち込み、廃棄物として焼却処分する。

ニ モニタリング

防除を実施した場所及びその周辺において、生育状況継続的にモニタリングし、防除の効果を検証するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

二、関係法令の遵守

防除の実施にあたっては、関係法令を遵守するものとする。

三、採取及び採取個体の処分の際の留意事項

- ①防除従事者は、特定外来生物の取り扱いと作業の安全に関する知識及び技術を保有することとする。防除従事者は町が管理する様式 1：防除従事者台帳に必要事項を記載し、様式 2：防除従事者証を携帯する。地域住民に説明を求められた場合には防除の趣旨について説明する。
- ②様式 1：防除従事者台帳に記載された防除従事者は、オオハンゴンソウの調査・採取・個体の処分・モニタリング等一連の作業を行うことが出来る。従事者台帳は、作業に関する知識、技術等を確認した上で定期的に更新を行う。
- ③在来植物の錯誤採取は避け、周囲の植生等に配慮して作業を行う。
- ④刈り取り及び抜根の際には、土壌のかく乱による外来植物の侵入・埋土種子の発芽促進を防ぐため、掘り起こした土は丁寧に埋め戻す。
- ⑤運搬時の種子等の飛散や、従事者等による個人的な持ち帰りのないものとする。

6. 普及啓発

防除の実施に当たり、地域住民への広報を行い、より広い範囲の参加を促すとともに、外来生物対策に関する意識の向上を図る。また、防除の目標としている種の基礎的知識や、防除方法等の普及啓発を行う。

7. 関係機関との連携

関係機関が連携し情報供給・役割分担を行いながら、効果的かつ効率的な防除方法の確立及び防除従事者の育成に努めることとする。

様式 1 : 防除従事者台帳

登録番号	台帳登録 年月日	従事者氏名	従事者住所	区分 連絡先	備考
2022-001				業者・地域住民・その他 ()	
	(ふりがな)			TEL	
2022-002				業者・地域住民・その他 ()	
	(ふりがな)			TEL	
2022-003				業者・地域住民・その他 ()	
	(ふりがな)			TEL	
2022-004				業者・地域住民・その他 ()	
	(ふりがな)			TEL	
2022-005				業者・地域住民・その他 ()	
	(ふりがな)			TEL	
2022-006				業者・地域住民・その他 ()	
	(ふりがな)			TEL	
2022-007				業者・地域住民・その他 ()	
	(ふりがな)			TEL	
2022-008				業者・地域住民・その他 ()	
	(ふりがな)			TEL	
2022-009				業者・地域住民・その他 ()	
	(ふりがな)			TEL	
2022-010				業者・地域住民・その他 ()	
	(ふりがな)			TEL	

様式 2 : 防除従事者証

第 2022-〇〇〇号

九重町オオハンゴンソウ防除実施計画に基づく

防 除 従 事 者 証

九重町長

印

住 所	県・市町区村
氏 名	〇〇 〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
目 的	オオハンゴンソウの防除
防除区域	九重町
登 録 日	〇〇年〇〇月〇〇日
防除方法	
備 考	

注意事項

- ・防除従事者証は、オオハンゴンソウの防除に際して必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。